**みやはくデジタルミュージアム構築事業 業務委託企画提案競技実施要領**

１　目的

　みやはくデジタルミュージアム構築事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

２　委託の内容

　みやはくデジタルミュージアム構築事業業務委託仕様書による。

３　契約上限額

６８,００８,０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

　なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

４　委託期間

契約締結の日から令和７年３月３１日まで

５　参加資格要件

（１）令和６年宮崎県告示第７２号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業務であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。

（４）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

（５）役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成２３年宮崎県条例第１８号）第２条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

６　企画提案競技実施の公示方法

　県庁ホームページにより公示

７　スケジュール

（１）公告　　 　　　令和６年　４月１６日（火曜日）

（２）事前説明会参加申込書の提出締切 令和６年　５月１０日（金曜日）

（３）事前説明会　　 令和６年　５月１５日（水曜日）

（４）質問等の締切 令和６年　５月２４日（金曜日）午後５時

（５）企画提案競技参加申込書の提出締切 令和６年　５月２９日（水曜日）午後５時

（６）企画提案書の提出締切　 令和６年　６月　５日（水曜日）午後５時

（７）プレゼンテーション（ヒアリング） 令和６年　６月１０日（月曜日）

（８）審査結果の通知 令和６年　６月１７日（月曜日）までに

８　企画提案競技の方法

（１）事前説明会の開催

日　　時 ： 令和６年　５月１５日（水曜日）午後２時から

場　　所 ： 宮崎県総合博物館　２階研修室１

　　　事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（別紙１）を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

①　提出先

　　　　下記１２を参照

②　提出期限

　　　　 令和６年　５月１０日（金曜日）

③　提出方法

　　　　電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（２）質問等

　　　企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙４）を提出すること。

①　提出先

　下記１２を参照

②　提出期限

　　　　令和６年　５月２４日（金曜日）午後５時

③　提出方法

　電子メール又はファックス （提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④　問合せの内容及び回答

質問者に対し質問受付日翌日から起算して土日を除く原則３日以内に回答するものとする。

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

（３）参加申込み

　　　企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙２）を提出すること。

①　提出先

　下記１２を参照

②　提出期限

　　　　令和６年　５月２９日（水曜日）午後５時

③　提出方法

　電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（４）企画提案書の提出

①　企画提案書の内容

本事業「業務委託仕様書」を参照の上、提案すること。

②　提出書類

ア　企画書（６部）

・　提出する企画案は、１案のみとする。

・　書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入する。

* 企画書は表紙と目次を除いて20ページ程度にまとめること。

イ　見積書（原本１部、写し１部）

・　業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。

・　内訳は、税抜き表示を基本とする。

　　　ウ　業務実績書（６部）

　　　　・　本事業と同程度の業務実績を提出すること。

エ　誓約書（１部）

・　別紙３により提出すること

③　提出先

　下記１２を参照

④　提出期限

　　　　令和６年　６月　５日（水曜日）午後５時

⑤　提出方法

　持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥　留意事項

　提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（５）プレゼンテーション（ヒアリング）

日　　時 ： 令和６年　６月１０日（月曜日）午前１０時から

場　　所 ： 宮崎県総合博物館　２階研修室１

実施方法 ： 参加者によるプレゼンテーション方式

① プレゼンテーションは、１社当たり、説明２０分　質疑３０分　計５０分

②　各社の審査順は、参加申込の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

（６）審査項目

以下の項目について評価を行う。

　　①　基本的事項

　　　・本事業が実施可能な企業であるか。

　　　・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

・本事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。

　　②　システム機能

　　　・業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される機能となっているか。

　　　・十分な安定性と安全性、持続性を備えたシステム機能となっているか。

・提案内容に独創性があるか。

　　③　非機能要件

　　　・多様なユーザーの使用に対して配慮がされているか。

　　　・業務委託仕様書に対して性能や信頼性が充たされているか。

　　　・今後の技術やユーザーの変化に対して機能拡張への対応が考慮されているか。

　　④　導入支援

・導入に際しての使用法の職員研修、ユーザーマニュアルが準備されるか。

　　⑤　運営体制

　　　・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

　　　・計画的な業務スケジュールとなっているか。

　　⑥　その他

　　　・提案内容に特記する内容や企画が含まれているか。

　　⑦　価格

　　　・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

（７）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した１者を受託候補者として選定する。

（８）審査の通知

令和６年　６月１７日（月曜日）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（９）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

　　①　当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

　　②　提案書を期限までに提出しないとき

　　③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④　虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

　　⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

　　⑥　①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

（10）（９）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

９　契約の方法

（１）受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

（２）受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10　契約保証金

宮崎県財務規則（昭和３９年宮崎県規則第２号）第１０１条の規定による。

11 その他

（１）この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

（２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

（３）委託料の支払い方法は、精算払いとする。

（４）提出された資料は、返却しない。

12　書類提出及び問合せ先

（１）住所　〒８８０－００５３　宮崎市神宮２丁目４番４号

（２）担当　宮崎県総合博物館学芸課学芸担当　（担当　岩切勝彦）

（３）連絡先 電話番号 ０９８５－２４－２０７１

ファックス番号 ０９８５－２４－２１９９

メールアドレス iwakiri-katsuhiko＠pref.miyazaki.lg.jp